

平成24年度 高知県農林業基本対策審議会

日 時：平成25年2月20日（水曜日）14：00～16：30

場 所：高知県人権啓発センター

出席者：

（審議会委員）

久岡 隆、池地 功、宮脇 真弓、公文 健、野中 文代、武市 瑞穂、山崎 行雄、福嶋 茂、
新木 雅之、吉岡 珍正、西井 一成、古谷 純代、西岡 雅行、矢野 靖

（県農業振興部）

杉本部長、前田副部長、鎌倉農業政策課長、伊佐農地・担い手対策課長、林協同組合指導課長、
美島環境農業推進課長、西本産地・流通支援課長、石本地域農業推進課長、長崎畜産振興課長、
釣井農業基盤課長

（県林業振興・環境部）

田村部長、岩村林業環境政策課長、山中森づくり推進課長、高橋林業改革課長、
春山木材産業課長、安岡治山林道課長、倉野環境共生課課長補佐

（県産業振興推進部）

山本地産地消・外商課企画監

【開会】

（事務局）

ただ今から、平成24年度高知県農林業基本対策審議会を開会いたします。私は審議会の事務局である農業政策課の植田と申します。会長選出までの間、進行役を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願いたします。それでは開会にあたりまして、農業振興部長からご挨拶を申し上げます。

【農業振興部長挨拶】

（杉本農業振興部長）

皆さんこんにちは。農業振興部長の杉本でございます。本日は皆様、大変ご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日ごろから県行政に対しましてご理解、ご協力いただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度まで県では、「こうち農業・農村振興指針」と、そして「木の産業づくりと森の再生プラン」、この2つの計画に基づきまして農業、林業それぞれの分野で取組を進めてまいりました。ただ、昨年、両計画の計画期間が満了したことに伴いまして、当審議会のご承認を頂き、産業振興計画への一本

化を行ったところでございます。

その産業振興計画でございますけれども、今年度からは第2期目になりました。これまでの取組を進めてきた結果、一定の成果が出てきましたと同時に、新たな課題も出てきたところでございます。本日はこの1年間の取組についてご報告するとともに、来年度に向けての計画改定の方向性につきまして、ご説明させていただきたいと考えているところでございます。

過疎化、もしくは高齢化の進行などによります担い手の減少、燃料等の資材高騰によります生産コストの増大、そして長期的な出荷価格の低迷など、本県の農林業を取り巻く状況には依然として大変厳しいものがございますけれども、1次産業のみならず、各分野に多大な影響を及ぼすことが懸念されておりますTPP、この問題につきましても、近く、首相が訪米して、また大きな動きが出てくるやもしれません。

こうした中、本県農林業の振興を図ってまいりますためには、これまで以上に関係者の皆様のご意見、そしてご協力を頂きながら、政策に関します情報を共有して、その一体的な推進を図っていくことが重要だと考えているところでございます。

本日お集まりいただきました委員の皆様には、ぜひとも忌憚の無いご意見を頂戴いたしまして、本県の農林業の発展のため、生かしてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会議成立報告・会議次第説明】

(事務局)

続きまして、会議成立のご報告をさせていただきます。

本日は当審議会委員16名のうち、12名の委員の皆様にご出席を頂いておりますので、高知県農林業基本対策審議会条例第7条第2項に定められております、会の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布させていただいておりますA4の資料をご覧ください。表紙をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。本日の会議は、ここにごございます次第に沿って進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【委員並びに執行部紹介】

(事務局)

議事に入ります前に、今回委員にご就任を頂きました皆様方を、2ページの審議会委員名簿に記載しておりますので、所属していらっしゃる団体名と併せてご覧いただきたいと思います。それでは私から、本日ご出席を頂いております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(出席の委員を紹介)

なお、武市委員におかれましては、若干遅れるというふうに聞いております。また、山村委員、川田委員、西岡委員におかれましては、所用のため、本日はご欠席というご報告を頂いておりますので、ご了承ください。

続きまして、県の幹部職員の自己紹介をさせていただきます。

(執行部より、それぞれ自己紹介)

なお、本日は農業振興部の笹岡、林業振興環境部の大野、杉本、以上3名の副部長につきましては、別の会議がございましたので、欠席とさせていただきます。ご了承ください。

【会長・副会長選任】

それでは、ただ今より審議事項に入らせていただきます。

最初に、会長、副会長の選任をお願いしたいと考えております。

審議会条例第6条第1項には委員の互選で会長、副会長を定めることとしているところでございますが、もしお構いなければ、特に委員の皆様からのご意見がなければ、事務局案を述べさせていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局案としましては、本審議会は農林業振興のための基本対策全般を審議する機関でありますことから、会長には農業全般に精通していらっしゃいます高知県農業協同組合中央会副会長でいらっしゃいます久岡委員を、また副会長には、林業関係者を代表して、幅広いご見識をお持ちの高知県森林組合連合会参事でいらっしゃいます山崎委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

皆さま、ご異議がないようでございましたら、拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(委員一同拍手)

ありがとうございます。ご承認を頂きましたので、会長を久岡委員に、そして副会長を山崎委員をお願いしたいと思います。久岡会長と山崎副会長におかれましては、恐れ入りますが、それぞれ会長、副会長の席にお移りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは審議会条例第7条第3項によりまして、会長が会議の議長となることとされておりますので、これからの会議の進行は会長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【議事録署名委員指名】

(久岡会長)

久岡でございます。

先ほど「農業に精通した」というご紹介をいただいたところですが、いささか、自信もございません。審議会の中で一番若いぐらいの者ですので、不安もございますが、せっかくのご指名ですので、議長役

を務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは会議に入らせていただきます。お手元にお配りしております会次第に沿って、進行させていただきます。

まず審議事項3の(2)、高知県農林業基本対策審議会運営要領第5の1にございます、議事録の署名委員でございます。同じ資料の7ページをご覧ください。そこに本審議会の運営要領を載せております。次のページ、第5の1をご覧ください。

ここにございますとおり、審議会の記録には、審議会に定めた2人以上の委員が署名するものとする、とされております。この署名人でございますが、もしよろしければ、私の方で指名させていただいて、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、指名させていただきます。福島委員と新木委員に、本日の議事録の署名委員をお願いいたします。よろしくお願ひします。

【専門部会の設置について】

(久岡会長)

次の審議事項に入らせていただきます。審議事項3の(3)、専門部会の設置についてでございます。

お手元の資料の3ページに、高知県農林業基本対策審議会条例を掲載してございます。次の4ページ、第8条の第1項をご覧ください。そこにございますとおり、当審議会では専門の事項を審議しますため、農業部会、畜産部会、林業部会、構造改善部会、農村農業部会の5つの部会を置くことができるようになっております。

条文上、「ことができる」となっておりますので、これら5つの部会については、常に全てを設置するのではなく、2年間の委員任期中に見込まれる審議事項に応じて、あるいは設置し、またあるものは設置を見送るといった形で、柔軟に対応をしてきたところでございます。今回の委員任期は平成26年3月末まででございますが、現在のところ、その間に部会での審議を要する案件はなく、いずれの部会についても、開催の見込がないようでございます。

従いまして、今回は部会の設置を見送り、今後、部会での審議を必要とする案件が出てきた場合には、改めてお諮りをするこゝといたしたいと存じます。お構ひないでしょうか。

(異議なし)

それではお構ひないようでございますので、今回は部会の設置は行わないということに決定をいたしたいと思ひます。ありがとうございました。

【産業振興計画（農業分野について）】

(久岡会長)

続いて、報告事項に入らせていただきます。

まず、産業振興計画農業分野の今年度の取組状況や成果、また来年度の改定のポイント等について、事務局よりご報告をお願いいたします。

(農業政策課・鎌倉課長)

農業政策課長の鎌倉でございます。私の方から、農業に関するご報告を申し上げます。

まず始めに、新たに委員にご就任を頂いた方もいらっしゃると思いますので、第2期産業振興計画について簡単に触れさせていただきたいと存じます。お手元のパンフレット、この冊子になったパンフレットの3ページをお開きください。

産業振興計画には3つの特徴がございます。

特徴の1つ目は、産業ごとの縦割りの計画ではなく、実体経済に合わせて産業間の連携を重視し、かつ生産面だけでなく、加工・流通・販売も併せて支援するトータルプランであるということ。

そして2つ目は、変化の激しい経済の動きに対応できるように、また、新たなアイデアを盛り込むように、PDCAサイクルを通じて、毎年度改定をしているということ。

そして最後、3つ目は第2期計画からの取り組みになりますけど、産業振興計画の推進によって目指す将来像、10年後の成功イメージを明示し、その実現に向けて各産業分野における具体的な数値目標や指標を設定していること。こうした3つの特徴を有した計画となっております。

ちなみに農業の方は「地域で暮らし稼げる農業」、林業の方は「山で若者が働く全国トップ3の国産材産地」を将来像として掲げているところでございます。

次に、農業分野の計画の全体概要を説明させていただきます。

最初に資料1を飛ばしまして、資料2の方の1ページをお開きください。

左から右へ、現状、平成25年度の取り組み、4年後の目標、さらなる飛躍へのポイント、10年後の目指す姿を提示してございます。

まず、この第2期計画のスタートラインになる左端の現状の農業産出額は計画策定時に判明をしております平成22年の930億というものになりますけれども、平成23年としては、これが958億円となっております。

次のH25の取組の欄の(新)とか、(拡)のマークを付けているものが、来年度に新たに取組むものや拡充して取組む内容でございます。なお、詳しくは資料1で後ほどご説明をさせていただきます。

続いて「4年後の目標」の所は、第2期計画の最終年度の目標でございます。「IPM技術がより高度化するとともに、全地域・全品目へ普及」といった個別の目標を達成しながら、大目標であります農業産出額1,000億円以上を目指してまいります。

また、10年後の目指す姿を実現するためには、これまでの施策の延長線上の取組に加えて、新たな発想による取組が必要になってくると考えられるところでございます。そうした戦略的な方向性を「さらなる飛躍へのポイント」として4点整理しております。これらの取組も行っていくことで、10年後には農業産出額1,050億円以上、地域で暮らし稼げる農業の実現を図りたいと考えているところで

ございます。

次に1枚めくっていただきまして、その裏面、2ページをご覧ください。

農業分野の取組の概要を整理した資料でございます。

農業産出額の増加、所得の向上に向けて、「1. 本県農産物の高付加価値化」「2. 中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」「3. 新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」、これら3つを柱としまして、その下に①から⑧の8つの取り組み方針を記載しております。

今年度、H24は7つの取組方針でございましたけれども、中山間地域のさらなる振興に向けまして、⑦として「中山間に適した農産物等の生産」、これを来年から新たに追加することにしてございます。具体的には中山間地域で追加所得を得るのに適した作物の振興を図っていくというものでございまして、例えば薬用作物であれば、単価が安定し、軽労働であり、夏秋野菜などの基幹品目を補完できるため、その生産拡大支援などを行ってまいります。

3ページ以降は具体的な取組の中身を線表に落としたものですが、今回説明は省略させていただきます。

続きまして、資料1の方で、25年度に向けた改訂のポイントも含めて、第2期計画の進捗状況等を説明したいと思います。資料1の1ページをお願いいたします。

上にあります「テーマ」といいますのは、さきほどご説明いたしました取組方針のこととございまして、本年度は7つでしたので、その7つのテーマごとに整理をしております。

また、左の枠は第1期計画の3年間の取組の総括と課題を、真ん中には平成24年度の12月までの取組進捗状況、右側には平成25年度の主な取組予定を書いております。正式には3月議会を経まして、予算の確定をしてからということになりますけれども、こうした取組を行うための予算議案を提出する予定にしているところでございます。

まず、「まとまりのある園芸産地の総合支援」について。

真ん中の平成24年度の取組進捗状況の上に、「学び教え合う場の強化」ということで、現在195カ所に設置してございますけれども、来年はこれを205カ所にする予定でございまして。また右側の平成25年度の枠の(新)のマークのところ、「環境制御による増収技術の検証」ということで、県内各地の生産現場で炭酸ガスの施用などにより増収効果の実証とデータ収集・分析を行い、技術の早期確立と現場への早期普及というものを目指してまいります。

次に、同じく、右の平成25年度の枠の中ほどでございますが、「野菜・花卉の有望な園芸新品目の導入定着支援」ということで、通常とは逆に東京・大阪の市場の方から、例えば野菜では加工用わさびや根を切ったカットネギなど、花ではハマナスや観賞用トウガラシ、風船トウワタなど、ニッチな花が生産できないかという提案を頂いております。それが実際高知県の産地でどうかということをしつかりと検証しながら、収量性や経済性、普及性等について検討し、市場（いちば）、ひいてはその先の市場（しじょう）、マーケットに投げしていきたいと考えているところでございます。

一番下の⑩の「園芸用ハウス面積の確保」では、レンタルハウスによる農業者への支援を引き続き行っていく中で、来年度は補助対象事業費を上乗せしまして、重油代替暖房機であるヒートポンプなど、省エネ機器も補助対象とすることで、導入する際を含めて、農家の経費の軽減に向けて支援をしていきたいと考えております。また、園芸用ハウス流動化促進事業については、現場から要望の多いハウス移転に要する経費も補助対象とし、充実をしております。

2ページをお願いいたします。「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」ということで、生産現場を支える研究分野でございます。

真ん中の枠の平成24年度の取組状況の1つ目、I P M技術については、第1期計画で取り組んできたナスなどに加えまして、キュウリやニラ、柑橘等についても実証圃を設置し、I P M技術の全品目への普及に向けて、取組を加速化しております。

また、オランダ・ウェストラント市との友好協定を生かした取組を進めておりますが、これについては右の、平成25年度の取組の枠の方をご覧ください。

⑩の1つ目のポチに、オランダ企業とのパートナーシップを構築とあります。

これまでは、高知からオランダへ、我々県職員が学びに行っておりましたけれども、現場ではそうした学んだ知識だけでは対応がなかなか難しい、様々な疑問や課題というものが出てまいります。そこで、来年度は逆に、オランダの企業から、そうしたことに即答できる技術者というものを招聘しまして、実際に現場を見てもらって、本県の課題を解決していきたいと考えているところでございます。

再び真ん中の枠のところにお戻りいただきまして、3つ目の◆の「高知新施設園芸システムの確立に向けた研究開発」ですけれども、これにつきましてはCO₂、すなわち炭酸ガスを施用することによって、例えば、ピーマン・パプリカでは約30%の増収効果が確認できております。こういうものについては早急に現場に普及をさせていきたいと考えておまして、右の来年度の主な取組になりますけれども、研究会やPT、そして、まとまりのところで説明いたしました、炭酸ガス施用等の現地グループ実証、こういったものを通じまして、生産現場に広めていきたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

「流通・販売の支援強化」についてでございますが、真ん中の枠の方をご覧ください。2期目に入って新たな取り組みを行っております。

2つ目の◆にあります「顧客と産地をつなぐ新たな出荷・流通・販売体制の構築」では、今まで地産地消であったような農産物、言い換えますと系統レベルではなかったような生産物を系統の力で地産外産して、所得を高めようという取組でございます。

※のところにありますように、農業大学校や有機の学校の農産物の販売が東京渋谷のヒカリエで始まりまして、県内直販所のレベルで販売をしております青果物を関西の百貨店で販売するよう、現在も鋭意取り組んでいるところでございます。3月には取組結果の確認を農業団体と行いまして、次のステ

ップにつなげたいと考えております。

その下の、「高知のこだわり青果市」でございます。

これは流通量自体は小さくても、非常にこだわりを持ってつくられている方と、首都圏のレストランや飲食店などとのマッチングを行う取組でございまして、本年度は2回行い、成約件数は現在のところ、合わせて25件でございます。今月13日には、今回ご協力を頂きました野菜ソムリエ協会と出店した生産者が一堂に会しまして、取組の総括や今後の検討を行いました。来年度は大阪でも開催し、この取組を充実する予定でございます。

また、少し下の方、「輸出の促進」では、フランスへのゆずの青果輸出を行いました。

現地では非常に好評で、ゆず玉もさることながら、加工品の販売も増えているところでございます。これについてはさらにブラッシュアップをしていく必要がありますので、右の枠、来年度は、輸出補助金による継続的な支援はもちろんのこと、ゆず玉の産地づくり支援として、EUへの輸出は非常に規格が厳しいことから、そうしたことに対応できる輸出用の出荷施設、消毒施設など、施設面への補助を新設したいと考えております。

そのまま右の、平成25年度の枠。少し前後しますけれども、上に^⑨とございます。高知の花の販売強化についてでございます。

今まで、花については少し取組が弱かった点もございました。そこで、東京大田の花弁市場の、消費動向に詳しい方にアドバイザーとして支援をいただきまして、関東で花の展示商談会を開催することなどで、新たな消費拡大に取り組む予定でございます。

また逆に向こうから、市場側である丸高花卉協議会から提案がありました有望品目を実際生産現場でできるのか、そしてそれを、ちゃんと規格がそろうのか、ちゃんと所得につながるのか、そのようなことを検証しながら取り組んでいきたいと考えています。

4ページの方に移っていただきまして、「品目別総合戦略」でございます。

右の、平成25年度取組の「畜産」の所をご覧ください。

県外で、高知のあかうしが非常に好評でございます。土佐あかうしのブランド化は一定できてきたところでございますが、生産量の減少により、需要と供給のバランスが少し取れなくなってきておりますので、来年度は生産基盤の強化に取り組んでまいります。

「優良な繁殖雌牛群造成への支援」の^⑨のマークのところでございますが、県と市で補助をしまして、基金の造成をし、畜産農家に貸し付けを行います。そして、その基金を使って子牛を購入し、育てて、3年後にそれが売れたときに、貸し付けた金額を返済していただく。そういったシステムで資本力の弱い畜産農家に雌牛を増やしていきたい、そのように考えております。

また、その下のもう1つの新規でございますけれども、園芸にはレンタルハウスというものがございます。ただ、今まで畜産農家に対しては、レンタル畜産施設という支援制度がございませんでしたので、

新たに25年度にはそれを新設しまして、畜産施設等の整備を進め、畜産生産基盤の維持・拡大、強化を図っていきたくと考えているところでございます。

5ページをお願いいたします。同じく「品目別総合戦略」の「土佐茶」についてでございます。

右の25年度の枠の真ん中あたり、「土佐茶ブランド戦略構築事業」でございます。今年度は試行段階でしたけれども、来年度のほうじ茶の統一ブランドに向けて取組を本格化してまいります。

また、下から2つ目の○のところでございますが、四万十町十和地区にあります2つの荒茶加工施設を1つに再編整備し、効率化を図っていくようにしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。「集落営農の推進」でございます。

集落営農組織の法人化、拠点ビジネス化への支援としまして、来年度はソフト面ではアドバイザーによる講座の開催や指導、支援、ハード面では法人化推進加算の拡充や拠点ビジネス推進加算を新設するようにしております。

集落営農につきましては順次取組を進めてまいりまして、組織としては170組織できあがってまいりました。しかし、以前からテーマとしてありますのは、やはり組織力の強化、そしてリーダーの育成、これがテーマでございます。

ということで、「ソフト活動」にあります、集落営農の広報でありますとか、集落等への研修会、勉強会、そして市町村担当者への研修会の開催など、様々な取組を実施してまいりました。次の「ハード事業」につきましても、いわゆる稲作作業の受委託だけではなく、加工、そして交流施設、そういった拠点ビジネス化も支援していこうということで取り組んでいるところでございます。

右の「25年度の主な取り組み」の方をご覧ください。

まずソフト事業としましては、やはりその任意組織であります集落営農組織を法人化、そして様々なビジネスができる拠点ビジネス化へ推進したいということで、法人化の育成アドバイザーや拠点ビジネス、つまり加工・交流に関してアドバイスできるような方を派遣しまして、その取組を支援したいと考えております。

また、ハード事業につきましては、拡充項目でございますけれども、集落営農組織の法人育成への支援として、法人推進加算の拡充を、そして拠点ビジネス化の推進の支援ということで、今まで、機械とか、農業用の施設がメインでしたけれども、加工用の施設であったり、直販や交流施設などについても、推進加算ということで、補助率を上げてインセンティブを与えたいと考えております。

また、右下の「目指すべき姿」ということでございますが、集落営農についてはこれまで、その組織数を目標数値にしておりました。しかし、例えば昨年などは、新たに13の組織ができる一方、組織同士の統合などによりまして、9つ減って、差し引きしますと、トータルで4増といったようなことになってございます。

こうした動きからしますと、その数というよりも、要は中山間地域の相当程度の面積が集落営農によって支えられるということが重要でありますので、そのカバー率で目標設定した方が的確ではないかと

考えまして、目標にしておりました「4年後 250 組織」というのを、農地のカバー率に置き換えまして、27年度末、13.9%を目標にすることにしております。

7ページをご覧ください。「6次産業化の取組による拠点ビジネスづくり」でございます。

右の25年度の枠の方、㊦の農業創造人材育成事業でございます。加工などに取り組もうとする意欲ある人材を育成するために、農業創造セミナーを開催してまいりましたけれども、これまでは6次産業化に取り組む農業者の裾野の拡大を目指し、主に入門コースというような内容でございました。

ただ、ここ3年ほどやってまいりまして、例えば直販所の方々であったり、実際加工を始めたものの、ちょっと壁にぶち当たった方とか、そういう次のステップに行くべき方々が生まれておりますので、来年度はそうした方々のニーズにも応えられるよう、新たに応用実践コースも設けて、次のステップへ進んでいただけるようお手伝いしたいと考えております。

また、同じ枠の下の方でございます「農業者集落営農組織等と加工事業者等をつなぐ」では、いわゆる原材料を元に自らが、というところを進める一方、やはり餅は餅屋のところ、加工品作りにはその道のプロが必要ではないか、産地側がそこどうやってやっていくか、そのマッチングの場の創出というものを考えております。カブやダイコンで、そういったマッチングの事例が出て来ておりますけれども、来年度はものづくり地産地消センターとの連携ですとか、加工事業者の具体的なニーズの把握、そして具体的なマッチングの場づくりというものに取り組んでいく予定でございます。

後先になります。1つ上の㊧でございますが、「伝統作物活用実証事業」を予定しております。

県の中山間対策の取組として、集落活動センターを立ち上げておりますが、例えば昨年6月にスタートしました汗見川地区の集活センターでは、蕎麦打ち体験というものを行っております。であるならば、本来その蕎麦は、地元に着した蕎麦であるべきではないか、その風土や気候に合った蕎麦の種とは何か、そうしたことを我々がバックアップをしていきたいと考えております。

地域には昔から作られていた作物があり、それが現在ではほとんど作り手がなくなったようなものもございます。そうしたものを復活させるなどの取組を行い、その地域の特色が打ち出せるような部分で農業サイドからバックアップをし、将来的には集活センターの所得の増にもつなげていきたい、そのように考えております。

最後になります、8ページ。「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」でございます。

直近の成果として、一番下の枠に記載しておりますとおり、地域就農者の確保についてはこれまでの取組によって、一定の成果が上がっているというところでございます。しかし農業就業人口の減少ですとか、高知県の産地を支えている農家の高齢化などを考えますと、これに満足してはいけないと思っております。

真ん中の枠にありますとおり、「U・Iターン就農者の確保」に向けては、高知アグリスクールを東京・大阪で開催しておりますし、実際に農業の技術を習得するための実践研修への支援も、いろんなステー

ジに応じてやってまいりました。ただ、これをもう少し充実するために、右の枠にあります。来年度は、その東京・大阪での会場の定員を、20名から40名に倍増したいと思っております。

同時に、移住をご希望な方は、大体、ネット検索でありますとか、専門誌等をよくご覧になりますことから、その移住専門誌でありますとか、あるいはインターネットを活用したPRの強化といったようなことにも努めていきたいと考えているところでございます。

同じ枠の2つ目の◆のマークの、一番下のポツをご覧ください。

実はここ、(新)のマークが抜けておりますけれども、農業を始めるときには、農地やハウスの確保が必要になってまいります。特に農地の確保が大きな課題になるところですけれども、農地の流動化を促進するため、いったん農地集積円滑化団体が農家から委任を受けて、使わなくなった農地を管理し、そこから優良農地が新規就農者へと渡る。そういう集積を図る取組を考えているところでございます。

また、その下に(新)のマークがございますが、これは市町村を通じて、JA出資型法人や市町村公社などに補助をしまして、そうしたところがハウスを建てます。そのJA出資型法人等は自分で耕作することができますので、耕作をしながら、新規就農者がいる場合には新規就農者にはそのハウスを使って研修をしていただきます。

そして、やがて技術が一定身について、新規就農者の方が自立をするときにそのハウスを貸し付けることで、新規就農者はそのままそれを使って営農を開始し、JA出資型法人等はそのハウスでの耕作から退く。つまりのれん分けをするといったような仕組みでございまして、もし新規就農者がいない場合にはJA出資型法人等はそのハウスを利用して、自分たちの経営の安定化にも資することができる。そういうものを来年、新規に考えて、営農定着への支援を強化していきたいと考えているところでございます。

少し走り走りになっておりますけれども、以上で農業分野の説明を終わらせていただきます。

(久岡会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(池地委員)

細かい質問で申し訳ございませんが、4ページの右側の「25年度の主な取組」の中の「畜産」の方の中ほどに、生産から流通云々とあって、「全農高知による優良な繁殖雌牛の導入を支援」と書いてありますが、これは全農高知が今度新たに繁殖雌牛を導入するという方向が出て来たわけですか。

(畜産振興課・長崎課長)

新たに全農が繁殖雌牛を導入する事業を立ち上げております。それに支援をしております。

(池地委員)

はい、分かりました。どうもありがとうございました。

(久岡会長)

他にございませんでしょうか。

(福島委員)

6ページの集落営農のところ、言葉の定義と言いましょうか、勉強不足で恐縮なんですけれども、「こうち型集落営農」という書き方がありますが、その内容をご説明いただけないでしょうか。

(地域農業推進課・石本課長)

集落営農そのものにつきましては、ベースとなる部分でございまして、いわゆる地域の農地を維持管理していくという、現状維持型の場合が基本的にベースになるということでございますけれども、その場合は当然機械の共同利用ですとか、そういうことでのコストを下げていくということが、ひとつの進めていくところでございます。

一方、「こうち型」がついた部分につきましては、そういう維持型に加えまして、所得を確保して、後継者等をその組織で育成できるようにということで、収益部門、特に本県の場合は園芸が主体でございますので、園芸などを導入して所得を向上させていこうというような取組について支援していこうということで、数年前から「こうち型集落営農組織」というものについての位置づけをしまして、重点的に支援をしてきたということでございます。

(久岡会長)

よろしいですか。他に。

(公文委員)

一言お願いします。

農業大学校についてですが、この前、知事との意見交換でもありましたように、子供たちが、留学研修ということに大変興味を持っています。なお一層、県の方で指導ご支援をしていただきたいと思いますのですが、その点についてどうでしょうか。

それともう一点、中山間地域のことについてですが、青年農業士ですとかOBの方々が、中山間地域で大変頑張っております。しかし、中山間地域ではなかなか進めにくいということが現実でございます。

私も、実を言いますと、出てきた人に電話でお聞きをしました。やはり、学校関係、子供関係そのもの自体がなかなか、子供を送って行ったり、学校が廃校になったり。それから病院関係、それから今特にテレビ等で言われていますように、ガソリンスタンドでも何キ口も先に行かないといけない。

いろんな問題がありまして、どうしても中山間地域ではなかなか生活できない。老人の方、年のいかれた方が、余生をそこで過ごすのはよしとしても、若い者が生活活動していくには大変困っております。そういうことについてなお一層、中山間地域につきましてはご指導ご支援を頂きたいというお話を伺いました。その点についても、すみませんがお願いします。

(久岡会長)

2点、お願いします。

(環境農業推進課・美島課長)

1点目の農業大学のオランダ留学等でございますけれども、1,050億、目標達成のためにはどうしても担い手の育成、それと高知県の、特に園芸農業を中心としました技術確立、これで高品質、高収量の技術を普及しなければいけない。農業大学校につきましては、そういう有力な人材育成の場ですので、ぜひ検討して行って、いくつかやっていきたいというふうに考えております。

(鎌倉課長)

中山間対策につきましては、県としても大きな課題でございます、今年度から中山間地域対策課という課を設けまして、また併せて産業振興推進本部と同格の、中山間対策本部というものを、知事を筆頭に設置をしまして、全庁挙げて対策を検討しているところでございます。

そういった中山間対策を引き続き検討し、また実行していくことと併せまして、来年度は移住にも本格的に取り組んでいこうということで、現在かなり検討を進めております。そこは鶏が先か卵が先かというところかもしれませんが、人がとにかく入ってくることによって、今委員がおっしゃられたようなことが解決する方向に向かっていくかどうか、解決しないと人が入って来ないかどうか、そこらもございまして、そういった中山間、あるいは移住というものを、かなり大きなウエイトで県として現在取り組んでおります。

なかなか、簡単に答えというか、いい結果に結びつく、今日やって明日結果が出るようなものではないんですけれども、そういったことで全庁的に取り組んでいるところでございますので、我々農業振興部としても、そこにどう関わっていくか。特に中山間での暮らし、あるいは移住して、どうやって生活の糧を見出していくかというときに、農業というのは非常に考えやすいというか、親和性が高いということもありますので、我々のところに期待されているところも、大変多うございます。

ですから、先ほど少し紹介しましたような、中山間に向けた薬用作物の振興ですとか、伝統作物のこと等々、まだまだ小さいところではございますけれども、それも含めて移住につながるような、中山間でも今後とも生活をし、また人が入って来られるような地域になっていけるよう、取組を進めているところでございます。

(杉本部長)

実は今検討して、一定の方向が出ているんですが、実はまだこのデータには落とし切れていないものがあります。

今、公文委員がおっしゃったように、新規就農者、もう一段のステップアップという、先ほど課長からも説明をいたしました。それで、1,050億、我々何とか確保していく。いわゆる農業所得を確保していく。その中で生産者が今減っている、それを増やしていく、そして技術でカバーしていく。果たして、本当にそれを全部できるか。

もうひとつは、今おっしゃるように、県内のほとんどの中山間地域で言われていることですので、そこで一体農地はどうなるか。実際人がいくらいても、農地が減っていたら何にもならないので、農地は

どうなるのか。特に新規就農者のほとんどの方、特にIターンの方に訊いたら、やはり農地の確保、ハウスの確保は非常に困難だと、こういう声も伺っているところです。

そうしたら、我々が机上でいくら考えても、これはなかなか解決できない。それだったら、今、人・農地プランというものを県内全域でつくることにはなっていますが、非農家の方も入ってしまいますので、非常に濃淡があるといえますか、こんな言い方をしたら失礼になるかもしれませんが、全然関わってない。

それだったら、JAの生産部会の方々が、今後5年後、10年後の自分たちの農業を、どう描いているのか。例えば5年後にはハウスを拡大したいとか、反対に年がいったので田んぼだけにしたいとか、うちは後継者が帰ってくるのでもっと規模を拡大するだとか、後継者がいなくなったので土地をどこかに持って行くとか。

こういう情報、生の情報をいただいて、それを元に今後の、我々、今230人程度の新規就農者をいただいていますけど、これが実は500人かもしれない、やってみたら。そして耕作をやめてしまいたいという土地がいくらあるのか。もしくは拡大したい人が何人いらっしゃるのか。そういう現場に基づいた数値を元に。

これはただやらせようとするつもりはありません。もうすでに一部では着手しております、今年の秋ぐらい、夏までには一回集計したいと思っております。これはJAさんにもずいぶんとお骨折りいただかないといけないこともございますし、いっぺんになかなか仕事ができるのかどうか、危惧もしているところですが、けども、そういうものに立脚したものでないと、机上の空論になるだろうということで、今その作業を進めているところでございます。

ですから来年の、またこの機会になりましたら、その成果なり、目標というものの、そして皆様の生の声が聞けるんじゃないか、ご披露できるんじゃないか。そのように思っています。当然それまでには産業振興計画の中に改定項目として盛り込みますし、新たな数値目標としてできるだけ早い改定時期に皆様にお知らせしたい。そのように考えています。

(公文委員)

少し言い残りましたが、私たちの、同じ仲間が中山間地域にありまして、そこで生活ができない。それで、何キロも離れた南部の方へ、移住と言えればおかしいですけれども、家を移し、そこから山の方へ仕事に行く。逆ですよ。そういった流れをやって、経営している。しかし、子どもたちが住む家の近くに学校があるので大変助かっている。病院も近くだし、そういうことで喜んでおります。そういった逆転現象が起こっているのが、今の高知県の中山間地域の現状ではないだろうかと思っています。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

(久岡会長)

その他にございませんでしょうか。

(西井委員)

まず簡単なことから。

恐らくこれミスプリだと思いますが、資料2の9ページ。ミシマサイコのことを書いてあるページです。これの下の方の「改革の方向」。これ全部…。これの3番目。「足腰を強め新分野へ展開」。ここだけ何か、他と違うことを書いてあるんですが、何か意図があるのかどうか。まあ、単なるミスだとは思いますが、これまずひとつ。これはもう、すぐお答えください。

(美島課長)

これはですね、中山間地域で所得を得る方法としましては園芸品目等が主になっておりますが、そういう中で…。

(西井委員)

それはいいです。3番目に書いてあることが他のページと違うのは、何か意味がありますか。9ページの下。改革の方向。3番目。他のページと違う。

(杉本部長)

ああ、そうか。「地力を高める」と。

(西井委員)

全然意味が違うでしょ、3番目。

(杉本部長)

ほんとですね。了解です。

(西井委員)

それほどいっしょけんめい読んできました、じっくり見ましたと言いたかったわけですけど。

それでね、これ、皆さん一生懸命農業やっておられるのわかります。それでまあ皆さんご存知のように、先ほど部長も言われましたように、いみじくもT P Pに、言われました。政権も変わりました、それから、それこそ大きな変更を強られる。それに対して高知県の農業はどうするのか。

恐らくこれは、これまでの延長、下向きなら下向き、上向きなら上向きの延長ではないかと思うんです。新たなそれに対する取組、それから、専門部会ですぐ立て直すのか、あるいはこのまま突っ走るのか、そのへんのところをちょっとお聞きしておきたいなと思います。

(杉本部長)

今おっしゃったのは、T P Pに絡めて？

(西井委員)

結局ね、農業の内部だけでやっていける内部的要因、それは対処できますけども、T P Pを始めとする外部的要因がどんどん、あると思うんです。そういう意味でこれから、日本の農業並びに高知県の農業も、大きく変わらざるを得ないと思うんです。それに対してこの計画は、恐らく、無意味というかね、どうなるか知りませんが、どう対処されるのか、そこらへんをお聞きしたい。

(杉本部長)

まずT P Pに関しては、これは我々は一貫して反対してまいりました。今の政権になってからは、聖域を設けん限りは参加しないと、しっかりと断言しています。

結局ルールなんですか、今、T P Pがいわゆる各国のセンシティブの問題、いわゆる関税障壁、関税を高くするものがありますよね、それぞれ。F T Aだったらできるのか、それともT P Pは始めから諸手を挙げて参加せんと参加させないということなのか。それとも聖域を設けて、コメみたいに800%できるのかどうか。それによって、今、委員のおっしゃるように、この、産振計画の中身は当然変わっていくということはあると思います。

だけどそのときに、コメ、そして肉が、これだけ今あります。今までも出してきました。その中で置き換わるとした場合なんですが、反対にそれが契機となって、別の作物に変わるかもしれないということもありうるだろうと思います。コメなんかは比較的そうかもしれませんが。ただし畜産農家にとってみたら、牧場をつぶして、なかなか難しいことですから。そういう問題が新たにでてくるかとも思います。

ただしそういうことにならないように、T P Pに参加するかどうかについては、当然ながら国民的議論を経た上でやってくださいね、ということはずっと申し入れております。いっぺんに、いきなり参加するということにはならないというふうに、我々はいつも圧力をかけてきたつもりでございます。

ですから、たらればのことをこの場でいうのは非常に難しゅうございますが、もしT P Pに参加して、日本の水田農業と畜産はダメになるというふうな前提ならば、当然ながら産振計画は相当変わる。ただしそうならないように、いつも圧力はかけてまいりたいと、そのように考えております。お答えにならないかもしれませんが。

(西井委員)

それはもう、全農も同じようにね…。去年なんかもたしか専門部会で、T P Pのことをやったものでございます、それでわかりますけども。

(久岡会長)

その他にございませんでしょうか。

(福嶋委員)

2つお伺いします。

まず資料2の2ページ、⑦のところですか。薬用作物の話があったかと思いますが、これは漢方薬の原料とかいった、そんなイメージですか。今、中国とか、需要がものすごく高くなっていて、生産量が逼迫しているというようなことで、高知県としては、ある程度これから育てていくというような意味合いで書いておられるのでしょうか。どの程度までビジョンができていのかは分からないんですけど、その辺を教えてください。

もう1点は、特に記載が無かったんですけども、震災対応と言いましょうか、先の東日本の大震災でも東北の沿岸地域で、けっこう田畑が塩害でやられて、除塩を一生懸命やっているところではありますけれども、まだまだ震災前の生産力までは回復していない。高知県においてもやはり沿岸地域の影響

は相当あるかと思うんですけども、その辺りを。これは県全体のミッションになってしまい、この場でどうということは難しいのかもしれませんが、どういった方法とか対策を考えておられるのか。以上2点をお伺いします。

(美島課長)

薬用作物、中山間の農産物の生産のことについて先にお話ししますと、薬用作物につきましては今、国内の需要の大部分、8割ぐらいを1社の製薬会社が占めております。そこの方と色々協議した中での話ですが、例えばミシマサイコは全国的に64～65ヘクタールあります。その内の40ヘクタール弱ぐらい高知県が持っています。国外産、特に中国とか、輸入の薬草というのはかなり不安定な状況に今あるということがございまして、国内産に移していきたい。そういった中で、高知県が今、ミシマサイコの6割、7割ぐらいを占めている。ここでできれば、今の37ヘクタールから、100ヘクタール、150ヘクタールぐらいまで増やしてもらいたいと。

そういうようなことがありまして、他の作物と違って、市場流通ではなくて、川下からの依頼を受けて作るのが適当かと思いますので、そういうこともありまして、このメリットであります、軽労働量、単価が安定している、こういうところを生かしまして、振興していきたいということです。

特に高知県の場合、中山間は夏秋野菜中心に展開していきますけれども、裏作、裏の労力には余力があります。ミシマサイコは夏場作りますけれども、労力の6割近くが12月、1月に集中していますので、その辺の労力を使って、補完的な品目として振興していくことに対して非常にメリットがあるんじゃないだろうか、かなり流通も安定しているということで、振興策として新たに加えております。

(農業基盤課・釣井課長)

震災の対策につきましてはもちろん、県内、海岸線が非常に長くて、それに沿って園芸団地などもかなりあります。ただ、津波から農地そのものを守るというのは、これは全体の中で海岸堤防なども含めて、全庁でできる範囲を定めてやっていく形になろうかと思います。農業基盤関係では今、ため池の耐震化とか、それから来年からは農道橋の耐震化なども進めていくようにしております。

その他に、重油タンクの対策などについても、部内では検討を進めておりますので、そういった形で、将来来るであろうという津波の災害に対してできるだけ対応していきたいとは思っておりますが、なかなかこれも時間と予算のかかることとございますので、全庁の中で情報共有をしながら、適切に進めてまいりたいと思っております。

(杉本部長)

今話したのはため池であったり、重油タンクの耐震化といいますが、もし倒れても油が漏れないような装置を付けるとか、そういうものにつきましては高知大学の先生方ともご協議いただきながら、県内の製造メーカーとも協力していただきながら、今模索中です。

ただ、今おっしゃっていただいたように、いわゆる今度、震災後の復旧、復興のときに除塩をどうするのか。これは当然ながら自然流下で除塩する方法と、ポンプアップして除塩しなければならない方法

があるかと思えます。

ただ、その、ポンプアップをしている農地について、果たして機械の揚水能力が震災後にあるかどうか、これが多大な研究の時間と、当然費用もかかってしまいます。後回しになっているという語弊がありますが、まだ緒についたばかりで、いわゆる排水機場のポンプ場をどうしていくのかということがございますけれども、果たしてそれだけで除塩ができるのかどうか。

これには非常に難しい課題が山積しておりまして、私達、先ほど申しました基盤課の課長と一緒に宮城の方にも行って除塩の方法を見てまいりました。相当難儀されております。これがもし高知に来たらということについては、ちょっと今のところ考えあぐねているというか、まだ今後の研究課題という認識です。

(久岡会長)

他にございませんでしょうか。

進行役があまり言うてはいけないかもしれませんが、JAグループでも震災対策、特に本県の基幹産業であります園芸農業の流通基地が、園芸連のあそこにございまして、今のお話の中で、基盤がどうのこうのというよりも、あの施設そのものが壊滅したら、仮に生き残った農業者たちがどうやって、自分たちの農産物を県外へ売ることができるのか、どこから手をつけていいかわからないと、非常に悩みの種でございます。県の多大なご支援を頂きたいところでございます。よろしくをお願いします。

それともう一点よろしいでしょうか。集落営農といいますか、人・農地プランの関係で、高知県、基盤整備の遅れもございまして、高知県の特徴なんでしょうけれども、集落営農というものが極めて進んでいない。あまり活発でない。四万十町ぐらいしかあまりやられていない。

ところが、農水省の人・農地プランを作らないと25年度以降のいろんな農業施策を受けられなくなるというような脅しめいたお話も聞いたんですが、JAグループとしても、非常にその、集落営農の弱さを感じておりまして、悩みの種でございますが、市町村の指導なり、どういこうにこれから行っていくのか、少し。

(農地・担い手対策課・伊佐課長)

今ございました人・農地プランの県内の取組状況につきまして、ご報告させていただきます。

今年度、来年度、2年間で基本的に県内主要な農業集落を全てカバーするということを目指に、今取り組んでいるところでございまして、プラン数で先に申し上げますと、だいたい県下で180ぐらいかなというところで、今取り組んでおります。現在のところ、1月末現在で6市町32プランできているという状況で、今ちょうど年度末でございます。年度末にかけてですね、今年度122プランできるだろうということで、今最後の、今年度の追い込みが図られているところでございます。

今ございましたとおり、この人・農地プラン、様々なメリット策というんでしょうか、最たる例が就農した際の、青年就農給付金の給付要件となっておりますけれども、来年度の国の予算、審議の方はこれからだと思いますけれども、かなりいろいろなメニューが、今会長様からございました通り、人・農

地プランの作成というのが要件になろうというふうに伺っております。

先ほど、冒頭申し上げましたとおり、とにかく、今年度、来年度で県内の主要な農業集落はとにかく全てカバーするということを目標に取り組んでいるところでございます。

(久岡会長)

はい、よろしくお願いいたします。

その他にございませんでしょうか。無ければ、1時間以上経過しましたので、農業分野については以上にさせていただいて、10分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。

(休憩)

【産業振興計画（林業分野について）】

(久岡会長)

それでは会議を再開させていただきます。

報告事項の2つ目、林業分野について、事務局よりご報告をお願いします。

(林業環境政策課・岩村課長)

産業振興計画の林業分野についてご説明をさせていただきます。

資料4の2ページをお願いいたします。これは、産業成長戦略の林業分野の概要資料でございます。

林業分野では、成熟した森林資源をダイナミックに活用した所得の向上と雇用の創出に向けまして、「原木生産の拡大」から「健全な森づくり」の、6つの柱立てで取り組んでございます。

左中段の柱1「原木生産の拡大」で増産した原木を、その右の柱2「加工体制の強化」と柱4「木質バイオマス利用拡大」に活用いたします。また、柱2「加工体制の強化」により生産した製品を、右側の柱3「流通販売体制の確立」の施策により、販売利用につなげていくこととしています。

その結果としまして、右側の数値目標が達成され、所得の向上と雇用の創出につなげまして、得られた利益が、上段の柱6「健全な森づくり」に再投資され、循環型の林業を持続的に回していくという絵柄になっております。

それでは始めに、この2期計画の林業分野の取組状況についてご説明をさせていただきます。

資料3の1ページをお願いします。林業分野、テーマ1、柱1にあります「原木生産の拡大」でございます。なお、資料の構成等につきましては、さきほどの農業振興部と同じものになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それではページの中ほどの「平成24年度の取り組み進捗状況」をご覧ください。まず、「1 生産性の向上と原木の増産」でございますが、森の向上の拡大に向けて、事業者の指導やPRに取り組みました結果、本年度末の目標面積であります4万9,700ヘクタールに対しまして、2月末時点の累計で4万9,400ヘクタールに達しております。

また、平成24年4月からの国の制度改正に伴いまして、森林の経営を一体的に行うことが適当なまとまりのある森林を対象としまして、森林の施業等を行うために、森林経営計画を策定することになっておりまして、この制度説明会や策定指導等に取り組んでいるところでございますが、11月末時点で約4,500ヘクタールの認定を終えているところでございます。

次に「2 事業体や担い手の育成」でございまして、林業技術者の養成研修や林業就業相談会等の取組により、担い手数につきましては、平成23年3月末時点で1,661人と着実に増加をしているところでございます。なお、下の段の左に、直近の成果としまして、実績値の推移を記載しておりますので、ご確認ください。

一方で今後の課題としましては、原木価格の低迷に伴う生産量への影響が懸念されるところでございますが、右側、25年度の取り組みの枠の中ほどにありますように、安定供給を推進するための運搬経費の支援等により原木増産ができる環境づくりを進めてまいります。

続きまして、2ページをお願いします。テーマ2「加工体制の強化」をご覧ください。

まず、1の企業誘致等による大型加工施設の整備でございまして、高知おおとよ製材の平成25年度早期の稼働に向けまして、施設整備が現在進行中です。

次に、2の県内加工事業体の生産力等の強化でございまして、県内事業体の加工力強化のための老朽製材施設の更新や乾燥施設の導入について、支援を行っているところでございます。

資料右側の「平成25年度の主な取り組み」をお願いします。後ほど詳しい説明をさせていただきますけれども、中高層建築物の木造化が可能な高付加価値製品であります、CLT、クロスラミネイテッドティンバーの推進に新たに取り組むこととしております。

続きまして、3ページのテーマ3「流通販売体制の強化」をご覧ください。

まず、取り組み状況の「1 流通の統合、効率化」でございまして、消費地のプレカット工場等の需要の掘り起こし、これに対応した高知木材センターの体制強化について取り組んでいるところでございます。

次に、「2 販売力の強化」の、地産外商の1つ目の○でございまして、土佐材、流通促進協議会で年間を通した商談会や展示会を資料に記載のとおり、全国各地で実施しているところでございます。また、流通拠点につきましては、既存の10カ所に新たに当該地域を加え、計11カ所を利用しており、利用実績につきましても、資料左の下段、直近の成果の2つ目の○に記載のとおり、着実に利用実績を伸ばしております。

さらに地産地消では、高知木の住まいづくり助成事業や木を使う様々な普及啓発の取り組みの下支え等により、戸建て住宅の木造率について、1月から11月の時点ではございまして、全国平均を上回る成果を得てございます。詳しくは直近の成果の1つ目の○に木造率の推移を掲載しておりますので、ご覧ください。

また、資料右側の平成25年度の主な取り組みでございまして、販売力の強化、地産地消の⑧のマー

クですが、健康省エネモデル住宅整備支援事業、健康省エネ住宅リフォームモニター支援事業に新たに
取り組む予定でございます。

続きまして、4ページでございます。テーマ4「木質バイオマス利用の拡大」をご覧ください。

まず、1、原材料供給対策及び2、利用促進対策につきましては資料記載のとおりでございますので、
省略させていただきますが、事業化対策につきましては、昨年7月にスタートしました再生可能エネルギー
の固定価格買い取り制度を受けまして、木質バイオマス発電の事業化に向け、具体的な計画の検討を
進めているところでございます。

これにつきましては、資料右側にございます平成25年度の主な取り組みの⑨に記載しておりますが、
平成25年度には木質バイオマス発電の施設整備の支援を進めるとともに、運営等の協議、運営に取り
組む予定でございます。

続きまして、5ページをお願いします。テーマ5「森のものの活用」でございます。特用林産物の生
産振興でございますが、各地域ごとにそれぞれの取組状況を記載しておりますので、ご確認いただきた
いと思います。

最後に6ページをお願いします。テーマ6「健全な森づくり」をご覧ください。

まず、1、持続可能な森づくりでございますが、原木の増産に伴いまして、皆伐が一定増加すること
が見込まれておりまして、皆伐跡地への再造林が課題となっております。県としましても、高率の補助
で対応させていただいているところでございますが、できる限り森林所有者の負担を少なくできるよう、
地元市町村にも継ぎ足しの支援をお願いしているところでございます。

次に、2、荒廃森林の解消でございますが、公益的機能の高い森林の切捨間伐などを支援いたします
公益林保全整備事業の説明会やPRに取り組む他、オフセットクレジットの取り組みを四国や全国に向
け、発信をしているところでございます。

また、左下の直近の成果の2つ目の○に記載のとおり、環境先進企業との協働の森づくり事業により
ます、協定森林は平成24年度3月末累計ですが、約1,800ヘクタールあまりとなっているところでご
ざいます。

取組状況については以上でございます。

続きまして、林業分野の来年度の計画改定のポイントについてご説明させていただきます。資料4を
お願いいたします。1ページをご覧ください。

1ページにつきましては、本日の説明用としまして、今回変更を行う数値は見直し前と見直し後を比
較できるよう、見直し案として、矢印をつけまして、併記してございます。なお、2ページ以降につき
ましては、変更後の数値に置き替えてございますので、参考としてご覧いただきたいと思います。

まず、資料左端に記載の現状値でございます。第2期産業振興計画では、平成22年度の原木生産量
40万4,000立方メートルをベースに、4年後に62万立方メートルを目指すという計画でしたが、平
成23年度の実績が50万7,000立方メートルと、原木生産の取組を開始する前から約10万立方メー

トル増加しており、目標のベースに大幅な上昇があったという結果になっております。

これにつきましては、森林資源の成熟が進んでいることに加えまして、平成23年度からの国の補助制度の内容変更により、搬出間伐への補助額が間伐材の搬出量に応じて搬出されることになったため、それまで切り捨てられていた低質材の搬出が増加する等、木材の供給圧力が高まったためと考えられますが、これは本県に限らず、全国的な傾向となっております。これらを踏まえまして、平成23年度の原木生産量の実績をもとに目標のベースとなります生産量の見直しを行いました。

加えて、冒頭に申しました再生可能エネルギーによる電力の固定価格買い取り制度によりまして、比較的優位な買い取り価格が設定されましたため、木質バイオマス発電の事業化が今後も進むものと考えられますので、当初計画では2事業を想定しておりました木質バイオマス発電事業の発電所を、3事業に見直しております。

以上によりまして、中央少し右寄りの、縦書きの4年後の目標ですが、原木生産量の目標量62万立方メートルを72万立方メートルに、右端縦書きの10年後の目標量は65万立方メートルを81万立方メートルへと、それぞれ見直すこととしました。

こうした原木生産の目標量の見直しに伴いまして、皆伐、間伐の事業量を精査し、皆伐の場合はその後の保育に必要な人員等も見直しまして、最上段の枠内の2つ目の○、担い手数、最下段の枠内の○の木質バイオマス利用料についてもそれぞれ変更を行おうとするものです。

最後に、資料4の6ページをお願いします。左側の施策欄ですけれども、(3)、高次加工施設の整備のところをご覧ください。

原木増産の際には併せて、山から生産されますいわゆる一般材についても加工と利用を拡大することが重要となりますので、さらなる木材の需要拡大を図る必要がございます。このため、中高層建築物の木造化が可能な高付加価値製品であります、CLT、クロスラミネイテッドティンバー工法の研究や導入に向けた取り組みを新たに追加することと致しました。

そこで、CLTについてですけれども、本日お手元にA3カラー刷りの資料をお配りしておりますので、そちらの方をご覧ください。その資料の左側にありますように、CLTはPCパネルの木造版として、欧州で開発された工法でございます。板を上下の層で交差するように方向を変え、奇数層を接着した大板パネルでございます。これをCLTパネルと呼びますけれども、すでに欧米では、10年ぐらい前から利用が拡大し、写真にございますように中層集合住宅や商業施設等、様々な建築物に採用されております。一方国内では、JASの規格化や建築基準法等の改正を要しますことから、現在、これらの準備が進められている段階でございます。

資料右側には、CLT工法の優位性を整理しております。施工がシンプルで工期の短縮が図れる上に、優れた断熱性、高い強度が特徴で、CLTは建築物木造化の限界を押し広げる可能性があり、本県の木材資源の価値を高めるものととらえております。

併せて、木材の流通や販売力の強化の面におきましても、資料4、7ページの(1)、流通の統合、効率化

の下線を引いたところになりますけれども、取扱量の大きな県外中堅プレカット工場との取引拡大を目指し、販売力の抜本強化を図るために販売窓口の一元化を強く進めるよう、内容の見直しを行っております。

また、8ページの(2)、販売力の強化、地産外商ですけれども、これについても下線を引いたところですが、県外中堅ビルダーをターゲットに販売を拡大するため、住宅1棟ごとの部材を土佐材パッケージとして販売する仕組みづくりを新たに追加することとし、産業振興計画資料の線表をそれぞれ修正することとしております。

私からの説明は以上でございます。

(久岡会長)

ありがとうございました。

以上の報告につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(新木委員)

たいへん魅力的なご計画ということで、勉強させていただきたいんですがございますけれども、まず4年後の目標ということで、72万立方メートルを目指されるということでございます。その内訳を教えてくださいたいと思います。

それから、10年後は81万立方メートルということで、これについてもよろしくお願いします。

(田村林業振興・環境部長)

基本的には、いわゆるA材、B材、C材という形で内訳は考えておまして、A材については大きな見直しをしておりますけれども、当初の計画とあまり変わらないのではないかなというふうに見込んでおります。むしろC材が、23年の実績でもそういうことになっておりますし、新しい補助制度の影響もあるんじゃないかとも思うんですけれども、C材のウエイトが相当大きくなってきて、それを使う方向としての木質バイオマス発電の利用と併せて考えたときに、バランスとしては、繰り返しになりますが、A材はあまり変わらない。C材は相当量が大きくなっていくというような数字になっています。

例えば27年で言いますと、杉に関してA材で1万立方増えます。それからB材はあまり変わらずに、C材が6万立方増えますということになっています。それからヒノキに関して言いますと、A材は1万立方減ります。B材は2,000立方増えます。C材が1万8,000立方増えますと、大体そういうことで、あと広葉樹についてもチップ利用ということで増えるということで、2万1,000立方増えると、内訳としてはそのような計画になっております。あと33年度も、傾向としては同じような内容でございます。

(福島委員)

木質バイオマスのところで引き続き質問なんですけれども、発電のところで説明があったと思いますが、一方で一般家庭と言いましょか、例えばペレットストーブですとか、木材のバイオマスチップを使うような需要を喚起するような動きが県内にあるのかどうか。例えば他県とかで言いますと、バイオマスタウンというようなものを試行的にやって、熱源をバイオマスで賄うような、試験的な試みがあっ

たりだとかいうこともあるかと思うんですけども、高知県におきまして、そういった一般需要を喚起するというか、そういった方向性のお考えはあるのでしょうか。

(木材産業課・春山課長)

木質バイオマスの利用についてはこの4年間で国の事業を活用しまして、大きく前進をしています。その主体というのは、農業用のバイオマスボイラー、ペレット使用ということで、農業用以外も含めまして、この4年間で、累計173台になっています。

このように、農業用についてはかなり進めていきますし、今後も需要がありますので、伸ばしていこうというふうを考えているところです。ただ、ご質問があったストーブ、ペレットストーブとか薪ストーブとか、住宅の中に入れて楽しむというものについては、時々、そういった薪ストーブを入れたいという声は聞くんですけども、要望としてはあまり挙がっておらず、補助を出して進めていくというようには、今はなっていない状況です。

ただ、お手元の資料4の3ページに、木質バイオマスの利用拡大といったところの大まかな絵を書かせてもらっていますけれども、右の上段に、3つのパターンで、進め方というものを書かせてもらっています。1つは、丸いものが3つあるような、地域循環システムの仕組みということで、これは農業用等で一定まとまって使用しているところについてはペレットの輸送とか、灰の回収とか、そういったものをまとめて共同でやることによって、コストを下げたって、循環利用していくような進め方。これが今、高知県で進めているもののひとつでございます。

それともうひとつは、お話にありましたバイオマス発電、今、事業化に向けて進めているところですけども、増産に向けて、低質材というのはこれからたくさん出て来ますので、その有効利用と言いますか、余すことなく利用するために木質バイオマス発電をやっていこうということで進めています。

それともうひとつが、さきほどご質問にもあった、地域で熱利用を一体的に取り組めないかということですけども、これについても共同で熱利用していくとか、これにちょっと電気を合わせるとか、そういったような仕組みを今後地域単位で考えていく必要もあるなということで、具体的には高知県の中でこういう循環システムというものはまだないですけども、これから検討していく必要があるんだろうなとは考えています。

(武市委員)

今、一番大事なものは、原木の確保ということであろうと考えているところでございますが、原木を確保するために担い手の数というものが、そこに、例えば資料4の1のところ、87人増とか、その次のところには今度は1,756人とか、段々増えていくように予定して、原木を出していこうということであろうというふうに思っています。

数字的にはなるほど、こういう形でいくんだなというのは理解できるんですが、ただ心配なのは、木材を搬出する場合に、今ほとんどが、コストを下げるために機械化して、グラブとかプロセッサとか、そういうふうな機械を使ってやっています。例えば、搬出するには4、5名ぐらいが1班という

か1単位で山に入っていくと思うんですが、そういうふうな数からいくと、例えば、87人増ということであれば、それに見合う機械とか設備、搬出する設備投資が必要になると思われます。そういったものに対する助成とか、あるいは支援というようなものは裏で考えられているかどうかということを知りたいわけですが、よろしくお願いします。

もう1点は、資料3の1ページの中ほどに、皆伐と更新に関する指針の作成というようなことがあります。更新について、以前も検討しているかのように聞いていたんですが、省力化の林業、皆伐した後に同じように植林をするんじゃないかと、もう少し本数を減らすとか、あるいは伐採したときに即その場で植林をするとか、下刈りを省略するとか、できる所はするとか、そういうような省力的な林業を考えていらっしゃるかどうか。今後ますます皆伐によって、低コストに木材を大量に出していくということになると、そういうことが必要になるんじゃないかと思うんですが、その辺のところのお考えを聞きたいと思しますので、よろしくお願いします。

(春山課長)

機械の助成のことをございますけれども、その前に人数がある程度増えるという話もありました。生産量が増える割には人数があまり増えていないなどお考えの方もいるかもしれませんが、これは1人当たりの生産性が機械化をすることによって高まるということで、その分人数がそれほど増えなくても、生産量は伸びていくというようなことでして、それに合わせて県の方でも、国の事業も活用しながらですけれども、山側の生産機械については現在も助成をしていますし、色々国の事業を活用というのはひとつにはありますけれども、そういった機械装備についての支援というのは今後も続けていきたいと考えております。

(林業改革課・高橋課長)

低コスト造林等のご質問があったと思うんですが、低コスト造林につきましては森林技術センター等と連携しながら、ポット苗とか、セラミック苗等の普及ができるかどうか、検討していることと併せまして、低コスト育林につきましても、例えば下刈の省力化とか、そういうことを併せて検討しているところでございます。

(西井委員)

ハートが熱いので、またハウリングするかもしれませんが、農業と併せて一言。

いつも出させてもらって、何か物足りないなと思うことは、この審議会、条例ですか、第2条の任務で7つのことについて、知事の諮問に応じて審議するということになっております。それで、今回も聞いていまして、何か内向きにいつも感じるんですね。

と申しますのは、例えば県内の他産業との関わり、分担、連携、そういうことについてどれくらい触れられるか。あるいは県外の農業との連携、分担、関わりについてどれだけ触れられるか。あるいはまた、農業をする人の場としての農山村にどれだけ触れられるのか。

そういうことを、いつも、この中でどれくらい、どんなふうにして考えて、我々がタッチしていいの

か、考えるんです。そういうことについて、教えていただければと思うんですけれども。

(田村部長)

ごもっともなご質問だと思うんですけれども、他産業との連携と言いますか、いろんな関係の話ですが、正直大きくテーマとして取り上げて、ということにはなっておりません。

個別に言いますと、農業において、バイオマスのハウスでの活用ですとか、そういうことはございますし、それから林業機械に関して、県内のいろんなメーカーと開発について協議もさせていただくというような、そういったようなことはあるかなとは思っておりますけれども、トータルとして、林業と他の産業と、というような計画になっていないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

あと、場としての林業の役割、特に中山間地域で林業がそこに暮らす方の暮らし、収入をどうやって支えていくのかという観点は、当然あると思います。そこも、この計画の中では書かせてもらってなくて、むしろ中山間対策ですとか、そういう計画の中で林業があるとかいう形で、基本的には出て来ているのかなというふうには思っております。

ただいずれにしても、中山間地域で、例えば農業だけではなかなか収入が確保できないとかいうようなこと、そして従来から農業、林業兼業で収入を支えてきたというような実態はあると思いますので、そういうようなことは当然我々としても意識しながら、例えば森林組合での雇用というような形で働いていただく、それからそこに季節的に再造林で植林をしたり、あるいは間伐で農閑期に雇用されるというような働き方であったり、あるいは自伐林家として、農業と林業、自分で経営されるというようなやり方ですとか、色々あるとは思いますが、林業にはそういうことで収入の確保という役割があるということは頭に置きつつ、作らせていただいているということだと思っております。そこが計画そのものの中で前に出て来ていないということは、おっしゃるとおりかなとは思いますが、

(杉本部長)

産振計画全体の話をしていただくと、この冊子、3ページをご覧になっていただけますか。

先ほど農業分野で鎌倉課長から、中段の所で触れさせていただきました。産振計画の上では3つの特徴がありますよね。中段、産振計画の構成というところがございます。ここには、左の方には、農、林、水、商工、観光とあって、実はその下に、分野を越えた連携というものがございます。

地産地消、地産外商の推進、産業間連携の強化、その中には食品加工であったり、観光の戦略的展開であったり。そして、人材育成については、「あきんど塾」というものがございますが、それは農業に限らず、加工をしたいとか商売を始めたい、場合によっては水産、林業の方もいらっしゃる、そういうことを考えていて、横断的なものがここにあります。例えばこの冊子で、食品加工でいきますと、21ページ、22ページをご覧になってみてください。ここには、地産地消外商分野の食品分野ということで、食品というのは非常に裾野が広く、当然ながら、農林水の原材料を、ということもございます。

そういうことを考えていけば、これは実はどこが担っているかといえ、産業振興部という部がごいますけれども、そこがヘッドクォーターになって、その下に農林水がいる。そのように考えていただ

ければよろしいですし、他にも先ほど言いました人材育成の部分ではどんなものがあるかといえば、例えば45ページで、人をどうやって育てていくのかということについては、当然ながら我々の方では、後継者もいらっしやいますし、食品加工、直販所で物を売りたい、そういう方もいらっしやいます。そういうものが横断的に、ここには出てきております。

その中で我々は、農業創造セミナーという部分を農業部分で一部担っているということです。例えばペレットボイラーの話も出てまいりましたし、CO₂の施用のことも出てまいりました。いろんなところでは、例えばそれをものづくりの地産地消ということで、また別分野で、これは商工労働部の中に産業振興センターというものがある、その中にもものづくり地産地消センターというところが、いろんな方々の、「こんな機械ができないか」、「こんな機械があるけれども、どうやって売ればいいのか」とか、そういうふうに行っているところです。

今委員がおっしゃったように、農業と林業だけ聞いてみれば内向きに見えるかもしれませんが、それを今度は、より具体的なサマリーにするのは、3ページに戻っていただいて、地域アクションプランというのものにもつながってまいります。今日は確かに、我々説明する側が、エッセンスを説明してしまっていますので、非常に分かりづらい点があろうかと思いますが、その点ご理解いただければと思います。

(西井委員)

ありがとうございました、よくわかりました。

(久岡会長)

その他にございませんでしょうか。

(吉岡委員)

単純な質問ですけども、木材の価格がこれからどうなるのかということの答えを聞きたい。色々、こういう大型な、大豊にも大きな企業が入ってまいります。莫大な原木がいます。そうなりますと、今、参事の山崎さんがおられますけれども、県森連の方で部材を構えると、そういうことになろうかと思えます。しかし問題は、山の木がそれだけ、現実に揃えられるかということになると思えます。そこには原木の価格、山のオーナーが売り渡せる価格、こういったことが安定して勝ち取れるかどうか。

そして、仮にここで新しい材ができたみたいですね。CLT工法、こういったもの、木材の家となると、火災を一番心配していますね。ただ、こういったことができまして、いろんな将来的な夢がということになりますと、これから先の木材価格、特に原木がどうなっていくだろうというお考えをまず1点聞きたいと思えます。私もたいへん痛い思いをしておりますので、お聞きしたい。

もう1点は輸出の問題です。産業振興計画では農産品を始め、いろんな優れたものをどんどん売って、北川村のゆずもそうでありまして、どんどん欧米の方へも行くと思えます。ただ、木材についての輸出、この辺は根本的に打ち出せないものか。例えば中国は別としましても、韓国、非常に木材少ないですね。杉の木はありません。松材がほとんどですし、雑木林がほとんどです。

そういった中で、建物の建て方が違うといっても、日本の木には魅力があると思えます。その辺を、

産業振興計画と絡むと思いますけれども、もうちょっと具体的に輸出についてお考え願えないでしょうか。輸出の木材については、高知県でも西部の方で、一部の生産業者が出していると思います。だからこういったことをもうちょっと積極的にできないかな、この2点だけお聞きしたいと思います。

(田村部長)

原木の価格のことですけれども、1つは取引の仕方として、高知おおとよ製材に供給するというときには、県森連の方で、基本的に協定取引のような形で、要は量と価格を決めて取引をされるというようなことを聞いておりますので、できるだけ安定して、かつ山側からも一定の、きちんと利潤を確保した上で出すだけのことができるような形での価格設定という…。

とは言いながら、買う側の利潤、受け入れのこともございますので、そこはうまく折り合っていく中で、決めて行かれる必要があるんじゃないかなと思います。取引としては、そういう形で協定取引ということになりますので、一定の期間安定した価格にはなっているんじゃないかなと期待をしているところです。

それは個別、高知県の話なんですけれども、全般的に言うと、お聞きしているのは、確かに去年末から原木価格、非常に落ち込んだということがあるんですけれども、ここに来て、ひとつは為替の問題と、それから消費税の導入を控えているというようなふたつが要因ではないかと思われまますけれども、原木価格が上昇基調にあると聞いております。

為替の影響もあって、外材も軒並み値上がり基調にあると聞いていますので、一時の間は回復基調になるんじゃないかなと思っておりますけれども、長期的に見れば、どちらにしても需要があって価格が決まるということですので、上質材、低質材それぞれの需要をきちんと確保していくことで、価格をそれなりに山にお返しできるような水準に持って行くことが必要だと考えております。

低質材ですとバイオマス発電ですし、上質材ですと外商活動を積極的にやっていくこと、あるいは新しい建て方の、木材を大量に消費するようなCLT工法といったようなことにも取り組み、需要をトータルで増やしていくことによって価格を維持していくということが、根本的な対応ではないかなと考えているところです。

たぶん、輸出もその中のひとつということになるんじゃないだろうかと考えています。ちょうど昨日、国の外郭団体になるんじゃないかと思うんですけれども、そういった輸出を取り扱っている協会の方にお邪魔して、話も聞かせてもらったんですけれども、業者によってはかなり熱心に取り組まれている方もあって、徐々に韓国ですとか、中国への輸出が伸びて来ているようです。

ただ、それはかなり時間のかかることのようにして、高知県も6～7年前に、中国に展示をしたりして取り組もうとしたこともあったんですが、そのときはなかなか条件が整ってなくて、その後続かなかったということもあるんですけれども、長い目で見れば、輸出ということは当然考えていかなければならないですし、すでにそういうことで取り組まれているところも、県外にもあるようです。従って我々としても、県ができることはかなり限定的だと思いますけれども、民間の業者さんが意欲を持っていた

だくように色々な情報をお届けすることであったりとか、意欲を持っていただいた場合にはいろいろな形で支援をしていこうかということには、ぜひ取り組んでいきたいなと思っています。

個別に言うと、例えば、先ほどから言っていますC L T。なかなか原木を輸出するといっても、輸出しづらいという面もありますし、地元にあまり利潤が残らないという面もありますので、そうするとC L Tのような工法とセットで、そういう部材、木材を輸出していくとかいうのも、一つ有力な方法じゃないかなという気はしておりますけれども、いずれにしてもこれからの課題かなと考えているところです。以上です。

【吉岡委員】

行政の立場から見た場合に…。これはお願いです。あくまでも部長にお願いですが、この中山間地域が一気に落ち込んできた中に、木材の自由化があります。その中で、中山間というのは、専門の農家はありませんが、あまり平地がありませんから。そうすると山のオーナー、地元にはいない人もいます、県外の人にもいますけれども、広い山を、地域の田舎の方が、枝打ち、間伐、下草刈り、あるいは道をつけて、木材が高いときはそうやっていました。

木材価格が一気に暴落した結果、オーナーも山の木に手を入れることをしなくなったわけです。人件費も高い。そうなりましたから、山は荒れ放題、うっそうとして、大雨が降ったらどんどん倒れて、谷川の水は一瞬に出て終わる。こんな状況に今、中山間はなっています。だから、大型の事業が入ってくれば雇用もできますし、多くの木材が流通の波に出てくるということだとは思いますが、一方ではそういう田舎の現実がある。そのこと自身がどんどん人口減に拍車をかけてきたという経過があるわけです。

そういう現実を踏まえて、何とか大型で、どんどんこういう事業を進めるのも結構ですけれども、その田舎の中山間の方が守れるような何らかの方法は無いかな、ぜひ、企業とも話さないといけないかもしれません。あるいは地元の大豊町も入っていますし、県森連も入っています。その辺が、ちょっとでも地元メリットがあって、田舎の方が働けて、そのことでお金が入って、地域にちょっとでも留まれる。人口減は仕方ありませんけれども、そういう方法はないかな、ぜひ考えていただきたい。要望です。非常に難しいことですが。

（古谷委員）

現在高知県の林業の従事者、もちろん山林の所有者も含めてなんですけれども、どのくらいの人口が要るのかということと、それから10年後に担い手が1,756人という理想を挙げておられますけれども、この数字は今の従事者と比較してどうなのかということが知りたいです。

そして資料3の5ページに、10年後の林業の雇用労働者の原木生産の年収が400万と出ておりましたが、この数字は、労働者の年齢を何歳として出しているのかということ。結局、木材価格が高くなると年収に反映しないということがよく分かるんですけど、この年収がどのように出されたのか。決して、この400万で子育て家庭が十分に生計を立てていけるわけではないと思います。その辺をお聞かせください。

(森づくり推進課・山中課長)

林業就業者なんですけど、平成23年で1,661人おられます。その就業者を平成27年、それから平成33年に、ここに書いてございます数字を増やしていきたいと考えております。27年が1,732人で、33年が1,756人という数字を挙げております。

それから年間の400万という数字なんですけど、それにつきましては、今林業就業者の平均年齢が50.1歳でございます。これもあと10年後には徐々に若返ってはいくと思います。年間の400万という数字につきましては、40歳から50歳代の就業者を想定しております。

(武市委員)

すみません、これはお願いなんですけれども。

私は木材協会でJASの方の担当をしているんですけど、一般の所有者というか民間の方には、木材の製材品にJASがある、JAS製品があること自体をご存知ない方もおいでだと思いますが、JAS製品というのはご存知のとおり、強度とか乾燥とか規格等を明確に表示して、施主の方が安心して、安全安心で住める家を建てていこうというふうな仕組みでできているわけです。

そのJAS製品を、現在の公共建築物には、現行の法律で主要構造物に使うというふうになっていると思うんですが、現実に高知県においてはそういう実態が無いし、それから建築仕様書についても、JAS製品を使えというふうな明記が無い。その辺のところ、私達が補助金をもらってJASを普及、あるいはJAS製品を作っているところですが、なかなか普及しない。

自分のところでまず、そういうJAS製品を作って、使っていただきたい、それから民間においても同じように普及をしていきたいと思っているんですけども、自分のところでまずやらないと、外に向かってJAS製品が出ていますよというふうな計画を立ててはいらっしゃいますけれども、なかなかJASは普及しないというのが現状だと認識しておりますので、まず公共建築物の方の主要構造物にはJAS製品を使うようお願いをしたいというのが希望の話です。以上でございます。

(公文委員)

すみません、少しお聞きしたいことがあります。

私も今、大変、農業をやって困っております。というのは、ペレットではなく、重油を使っております。今、うなぎ昇りです。今現在、98円40銭くらいの単価です。もう100円にリーチがかかりました。100円かかると、今の農業は大変、園芸連の方も農協の方もおられますが、農産物の販売自体変わってくると思います。

というのは、重油をたくさん焚いている農産物、特にメロンそれから温室ミカン、シシトウ、ピーマン、それから一部ではもうナスも段々、重油をたくということで減暑しております。そうすれば、これからの高知県の園芸の出荷についても、すごく流れが変わってくると思っております。

その中で、このペレットについては大変、これから、高知県の園芸をやっていく中で重要な問題だと思っております。恐らく、前回のとき、これはキ口当たりの単価を書いていなかったと思います。今、

大体キロ当たりどれくらいか、それから将来だいが量も増えてきますので、単価も安くなれば幸いと思っておりますので、そういうものにつきまして、今の単価から、将来のことにつきまして、どのようにやっていくのかということについて教えていただければ幸いと思いますが、お願いします。

(春山課長)

ペレットの単価のことですけれども、これ、取り扱っている企業さんとか業者さんによって、多少違うとは思いますが、だいたい35円から40円の間で末端の農家さんのところには行っているんじゃないかなと思っています。それで、カロリーベースで言うと熱量が大体半分になっていますので、重油1リットル分の熱量を出すためには、ペレットが2キロ要するという、そういう意味からすると、キロ当たり40円としても、倍にして80円ということで、重油よりもランニングコスト的に合うということでございます。

それで、単価が一体どうなっていくかということです。やはり安くしていくためには大型のペレット工場というものでコストダウンしていかなければならないということもあるわけですが、ペレットのいい所は、為替などに左右される重油と違って価格が安定していることです。安定した燃料の供給により、経営も安定してできるということにメリットがありますので、どんどん安くはならないですけれども、安定的な価格で供給ができるような体制を作っていきたいなどは考えております。一朝一夕に安くというのはなかなか難しいかもしれませんが、そういう点で経営にうまく取り入れてもらったらなというふうに考えています。

(田村部長)

ペレットの価格では、かなりのウエイトを原料の木材が占めております。それで、安くできる場所もございます。それは製材所の端材、要は捨てるものを原料にして製造すれば、相当安くできるということになるんですけれども、そういう端材の量というのは非常に限られているということですし、それから、そういう一定まとまってやれるような業者の数も限られているということで、あまり量は見込めません。

結局、その量を作ろうとすると、山から持ってくるということになるんですけれども、それはまさに山にどれだけ金を還すかという問題と、ある意味相反する部分があります。一定の価格で調達しながらペレットを製造するということになりますと、先ほど課長がお話ししたような価格が今のところ精一杯と聞いておりますので、製造ラインを機械化して省力化するというところでの一定のコスト削減ということはもちろん取り組まないといけませんけれども、その辺には一定の限界があるということにはご理解いただきたいということでございます。

(公文委員)

今原木は東南アジアからは入れていないですか。

(春山課長)

今、ペレット自体は、高知県で24年度の実績見込みで言いますと約5,800トン、1シーズンで使っ

ています。その中で県内産はどれくらいかと言うと、自給率は40%です。あとの6割については、県外産のペレットを使っているわけですが、それは外国から購入してというのは非常に少なく、西日本各地のペレット製造をしているところから、受け入れをしているというようなことです。

それで先ほども言いましたけれども、このペレットの需要が伸びれば伸びるほど、今の加工体制、生産体制を進めていますけれども、自給率が下がってきますので、ここのところは何とか、ペレット製造のところに力を入れて自給率を増やして行きたいなということは考えています。それで、外国産のペレットを輸入しているというのは、今はあまりありません。

(公文委員)

原木を輸入してペレットにしておりましたよね。始めのうちはそれが入ってきて、そのときに、日本産のペレットより安く入っていたので、今はどうなっているかなということです。

(春山課長)

それはたぶん、大きな会社が原木を仕入れて、それを加工した過程でおがくずになりますので、それを固めてペレットにすると。先ほど部長が言いましたように、それが一番安いです。本来は廃棄するなり燃やすなり、そういったところをペレットに変えて供給するというので、非常にコストが安くペレットが作れるということで、県外から入って来る量の大部分、半分くらいは、そういったメーカーのものでございます。

ただ去年、放射性セシウムとか、いろんな問題があつて、今ちょっと供給体制のところについても流通業者さんと勉強しながら、不足が無いような形で供給しているというところでございます。

(久岡会長)

今のペレットに関連して。JAグループも、今、公文委員さんがおっしゃったように価格の面で、重油がこんなに上がって来たら、大変な状態になっておりまして、木質ペレットボイラーに転換することも進みつつあります。

ただ、ペレットの原材料をどう確保するかということが一番課題になっておりまして、今ご説明がありましたように、いかに県内で安く供給できるかということが、心配をされております。西の方でもそういった工場ができるように伺っておりますが、果たして、先ほど部長さんがおっしゃっていましたけれども、現地の林家と言いますか、そういった方が出してくれるかです。価格との問題もあろうかと思えますけれども、そういったところをどう見込まれているのでしょうか。

(田村部長)

今回ご説明した原木の増産の中には、発電はもちろんですが、そういった、ボイラーで、ペレットで利用するというような数値も当然含めた計画にしています。トータルな計画としては、きちんとそういったもの、整合性の取れた計画にしていますけれども、個別に、この工場にどれだけの量が確保できるかということになれば、これはやはり、周辺の森林組合さんであったりとか、当該生産農業者の方々などと、やはり個別にきちんと、料金も含めて、話をして確保していくということが必要になると思いま

すので、それは、これから、我々としてもいろんな形、低コストで収集するための体制をどうするかとか、そういうようなことについて我々としてもできるだけサポートして、きちんと量が揃うように支援をしていきたいと思います。

(久岡会長)

ぜひお願いします。その他にございませんでしょうか。

私が言っただけですが、もう1点、すみません。農業との関係で、鳥獣被害というのが、大変中山間で問題になっていまして、猪の柵に囲まれて人間が生活しているというような状態さえあります。これはやはり山が荒れているからだろうと思いますが、例えば物部の方では鹿の食害とかで、川が濁って、その水を汲み上げた二らが、泥をかぶったとかというようなことも以前伺ったことがあります。

そういった鳥獣害の対策について、この産振計画とかにも入っていると思いますが、この中に見当たらなかったもので、農業と林業を合わせたものだと思いますので、このあたり、これからこういった対策を取られていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(田村部長)

鹿被害対策については鳥獣対策課という、部が違うところが所管しております、本日のこの資料には出ておりませんが、まずは個体数を少なくしていく必要があるということで、これまで鹿を捕獲した場合、補助金ということできっとやってきていますけれど、来年度からは新たな対策として、個体数をとにかく減らすという中で、罠による捕獲というのを力を入れてやっていこうという形で取り組もうと考えられているということは聞いております。

我々林業サイドのことで言えば、もちろん通常の木も鹿に食われるということもあるんですが、一番問題になるのが、再造林する場合に、植林をした木が鹿に食われてしまうということがあります。これも対策としては、鹿を防止するためのネットですとか、あるいはチューブで苗を囲うですとか、そういうような費用に対して、基本的に9割、市町村に協力してもらって、できれば100パーセント補助にしたいと思っているんですけれども、そういう形で手厚い支援というのは、林業サイドとしては取り組もうとしています。

(久岡会長)

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

大体ご意見も出たようでございまして、本日の会はこの報告にもとづく意見、質問等は以上にさせていただきます。

【閉会】

(久岡会長)

その他の件で連絡事項がございましたら、よろしくをお願いします。ありませんか。

事務局から無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の審議会、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。